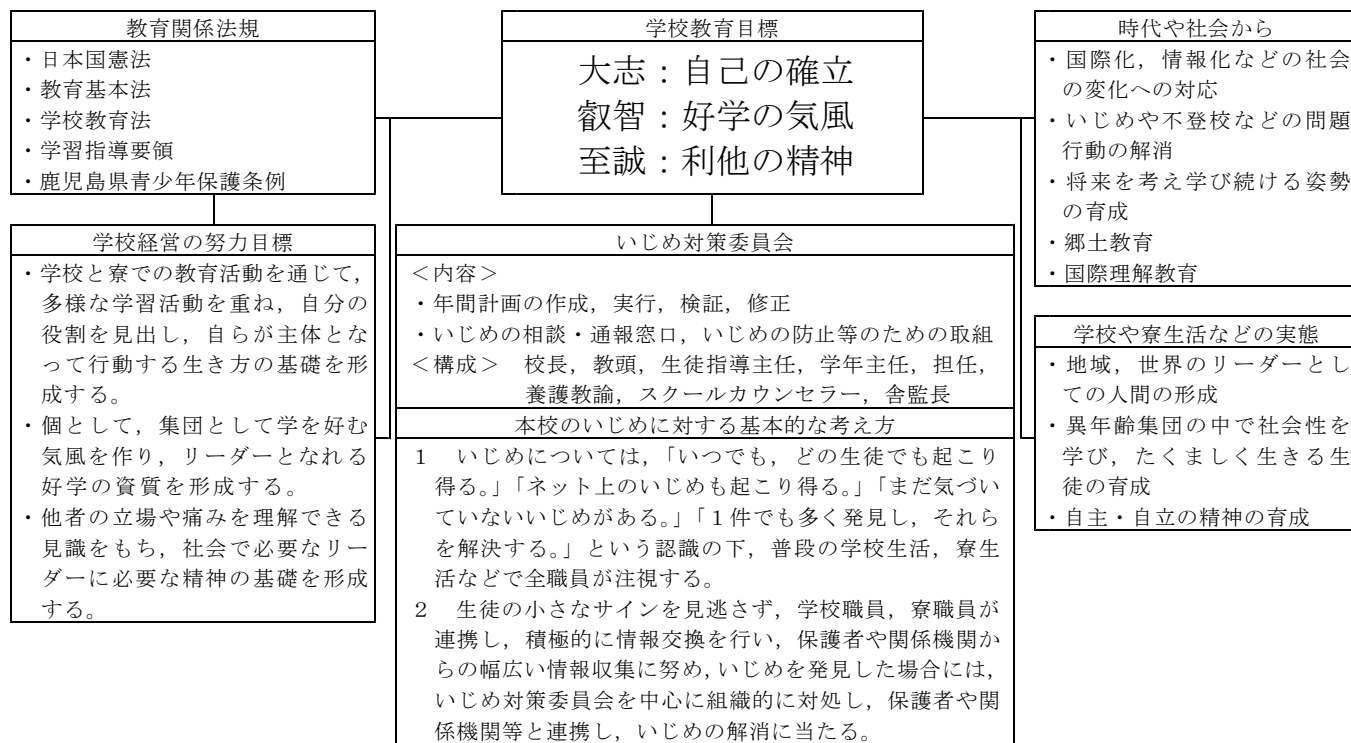


令和6年度学校いじめ防止基本方針

鹿児島県立楠隼高等学校



いじめの問題への対応体制の確立（学校の取組）		
未然防止のための取組	早期発見	早期対応
<p>1 教職員の取組</p> <ol style="list-style-type: none"> いじめを生まない環境づくりと生徒がいじめをしない態度や能力を身につけるような働きかけを行う。（「いじめ問題を考える週間」の活用） いじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論するなど実践的な取組を充実させる。（特別活動、体験活動など） 職員研修等で教職員の人権感覚・人権意識を高める。 「いじめ対策必携」等の活用を図る。 学校いじめ防止基本方針及びいじめ対策委員会、学校いじめ防止等のための取組について生徒及び保護者、寮スタッフ等に周知し、いじめの未然防止のための啓発に取り組む。 <p>2 寮スタッフの取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 職員研修等で職員の人権感覚・人権意識を高める。 学校いじめ防止基本方針に基づき、寮内におけるいじめの未然防止を図る。 	<p>1 教職員の取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 記名・無記名アンケートや教育相談の実施、楠隼ダイアリーの活用、生徒や保護者による情報提供など、生徒の状況を把握する機会を定期的に設ける。 教育相談体制の確立を図る。 職員間の情報交換を絶やさず、連携を密にする。 いじめの防止等のための取組等について、生徒及び保護者、寮スタッフに周知し、いじめの早期発見について保護者等と連携して取り組む。 <p>2 寮スタッフの取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 寮内を巡視し、異状がないか常に気を配る。 生徒の声にカウンセリングマインドをもって傾聴する。 学校いじめ防止基本方針に基づき、学校等と連携して、いじめの早期発見に努める。 	<p>1 教職員の取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 被害生徒の保護・支援を最優先し、傷ついた心のケアを行う。 被害生徒のニーズを確認し、安全な場所の確保や全体への指導などを行う。 「いじめ対策委員会」を開き、被害生徒及び加害生徒に対する適切なケアや指導等を行う。 いじめが解消したと思われる事例についても継続的に支援し、生徒の心のケアに当たる。 スクールカウンセラー・関係機関等との連携を図り、生徒の指導・支援や保護者対応等において積極的な活用を図る。 <p>2 寮スタッフの取組</p> <ol style="list-style-type: none"> いじめを発見したら、直ちに被害生徒を守り、加害生徒に適切に対処するとともに、いじめ対策委員会に報告し、学校及び保護者等と連携して対処する。 学校及び保護者等と連携し、いじめの解消に向けた取組を行う。また、いじめが解消したと思われる事例についても継続的に支援し、生徒の心のケアに当たるとともに再発防止に努める。

外部関係機関との連携
<ul style="list-style-type: none"> ○ 県教委：事案に係る指導主事等の招請及び助言、スクールカウンセラーの派遣依頼、研修等への講師依頼等 ○ 関係機関等：肝付警察署、大隅児童相談所、県教育委員会、県総合教育センター教育相談課等

